

# 第2章

## 就業支援に関する施策等

平成14(2002)年11月の母子及び寡婦福祉法の改正により、国は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定し(平成15(2003)年3月策定、平成16(2004)年2月一部改正)、これを受けて、都道府県、市及び福祉事務所設置町村において、母子及び寡婦自立促進計画を策定している(平成18(2006)年度において180の地方公共団体が策定済み)。これらに基づき、平成18(2006)年度においては、以下のような具体策を展開した。

## 1 就業相談・就職支援

全国のハローワーク(公共職業安定所)を通じて、年間7万人以上の母子家庭の母が就職しており、これに加えて、平成18(2006)年度は、母子家庭の母の就業支援も含めた総合的支援を行うため、母子家庭等就業・自立支援センターによる支援強化などを進めてきた。

### (1) ハローワーク(マザーズハローワーク)

ハローワークにおいて、寡婦等職業相談員を配置するなど、母子家庭の母を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施しているが、母子家庭の母については、平成18(2006)年度の新規求職申込件数は182,345件と平成17(2005)年度(168,437件)と比べ約1.1倍、平成15(2003)年度(132,594件)と比べ約1.4倍に、平成18(2006)年度の紹介件数は294,611件と平成17(2005)年度(271,571件)と比べ約1.1倍、平成15(2003)年度(198,104件)と比べ約1.5倍に、平成18(2006)年度の新規就職件数は72,604件と平成17(2005)年度(66,266件)と比べ約1.1倍、平成15(2003)年度(52,145件)と比べ約1.4倍に増加した(図表2-1-1)。

また、平成18(2006)年度からは、再就職を希望する母子家庭の母を含む子育て女性等への就職支援を行うため、新たにマザーズハローワークを全国12か所に設置した。具体的には、子ども連れでも来所しやすい体制を整備するとともに、求職活動の準備が整いすぐにでも再就職を希望する方に対し、担当者制によるきめ細かな就職支援や、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を実施した。

その中で、平成18(2006)年度においては、担当者制によるきめ細かな就職支援について、対象者が3,000人(年間)を上回ることを目標とした。その結果、新規求職者数54,844人、就職件数13,834人(全国12か所計、子育てをする予定のある女性等、現在子育て中の女性以外の者を含む。)となり、このうち、担当者制によるきめ細かな就職支援については、対象者数が4,580人(年間)、当該支援を受けた対象者の就職率が66.1%と目標を達成した。